

「地域計画策定・実現の手引き」作成と配布について

令和5年3月

京都府
一般社団法人京都府農業会議

○ 目 的

令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」）や農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正が施行されました。

その中で、市町村は、

- ① 地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画（「地域計画」）を定めるとともに
- ② 当該地域計画において、農業の将来の在り方を達成すべき農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図（「目標地図」）に表示するものとされました。

また、農地中間管理事業は、

従来の公募方式を廃止し、地域計画の達成（実現）のために、計画区域内の農用地等の所有者（出し手）から農用地の権利の設定を受ける者（受け手）への貸借、売買、農作業の受委託を行うものとされました。

京都府と京都府農業会議は、この制度改正を受けて、各地域の農業委員会委員が、それぞれの地域において地域計画の策定やその実現に向けて精力的に活動されることを期待し、新たな制度の説明や活動の方向性について、「地域計画策定・実現の手引き（以下、「手引き」）」を作成し、配布するものです。

○ 手引きの内容

手引きは、次の3編に分けました。

- I 地域計画の策定編：基盤強化法の改正内容、地域計画の策定の考え方等
- II 地域計画の実現編：新たな農地中間管理事業のすすめ方
- III 関係資料編：関係法令や関係統計等

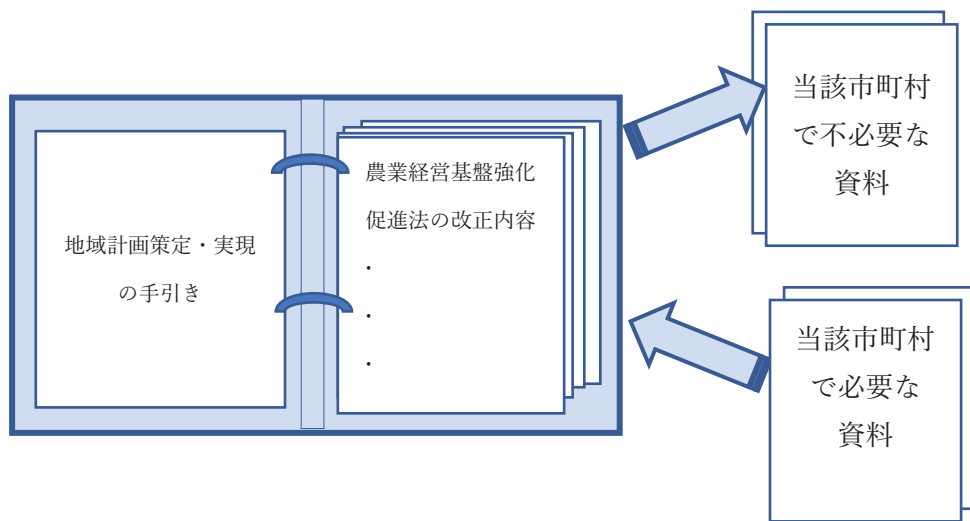
○ 手引きの利用方法

この手引きは、農業委員会の各委員さんや、市町村の職員さん等に「ハンドブック」として活用いただくため、リングファイルへの差し込み方式としました。

地域計画は、各市町村が、それぞれの地域の状況に応じて進めていくため、この手引きに記載した内容が市町村の推進方針と異なる場合もあることが想定されます。

その場合には、以下のように市町村によって、内容を差し替えて利用いただきたいと考えています。

また、国や京都府が定める基盤強化法の基本要綱や基盤強化促進基本方針、各市町村が定める同基本構想をはじめ、必要な資料等についても、この手引きに順次追加して利用していただきたいと思います。

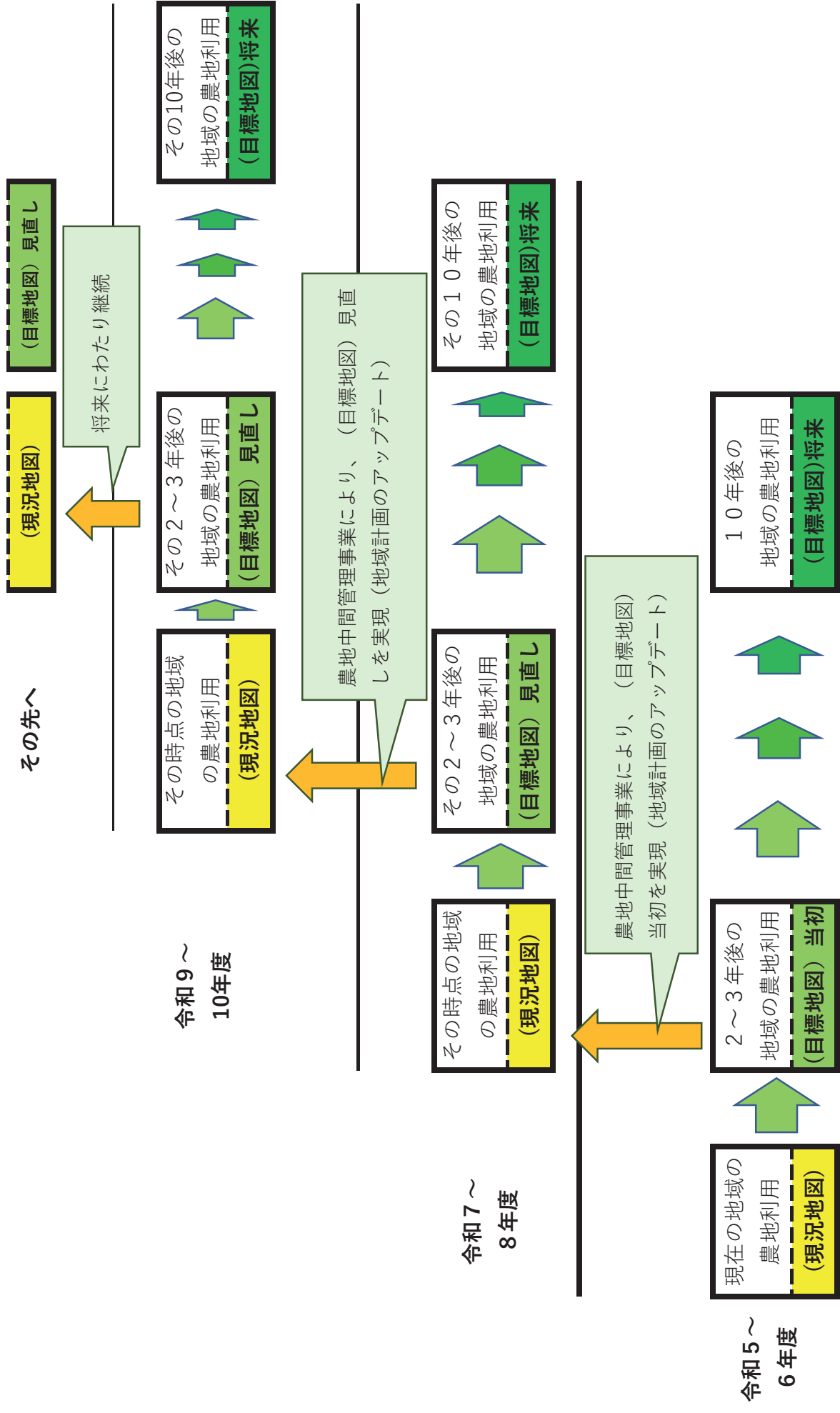


○ 地域計画策定・実現のチェックポイント

各地域で地域計画を策定いただき、それを実現していただく過程で、以下のチェックポイントを確認しながら、進めていただきたいと思います。

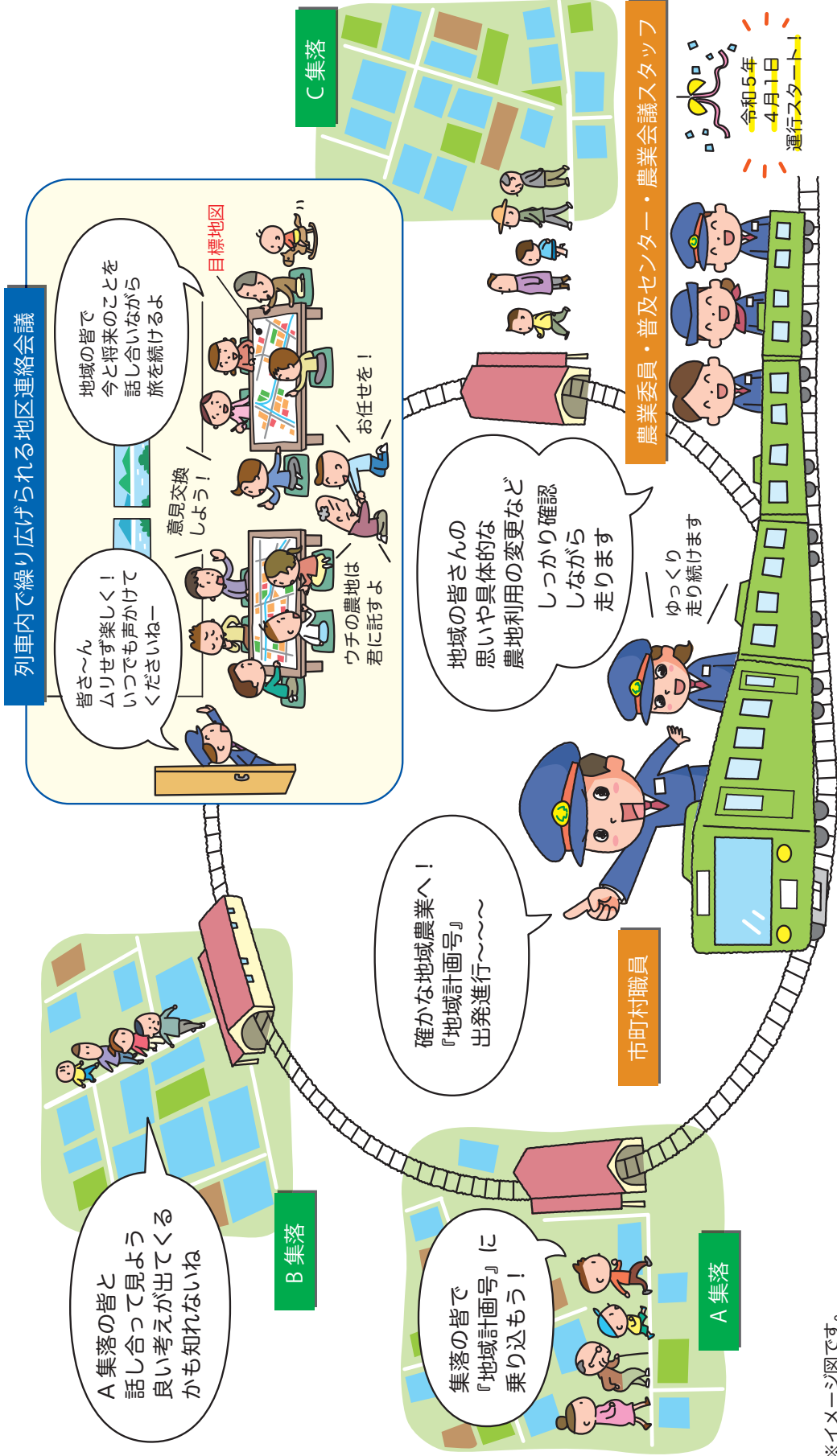
- 市町村内、地域内の農家に地域計画の内容を説明した。
- アンケート等を通じて、市町村内、地域内の農家の意向を確認した。
- 農地台帳に、農家の意向を反映した。
- 1筆ごとに、耕作者が分かる現況地図を作成した。
- 農家が集まり、現況地図や年齢構成別地図等をもとに、地域の将来の農業の在り方を話し合った。
- 目標地図づくりをした。
- 地域計画を策定した。
- 農地中間管理事業を活用して、目標地図に示した新たな農地利用の実現をスタートした。

地域計画（現況地図→目標地図）と農地中間管理事業の関係性（イメージ）



将来の地域農業を考える『地域計画号』発進!

地域計画は終わりのない話し合いの旅。市町村内全ての農業者と関係職員を乗せて走り続ける列車のようなものではないでしょうか・・・。
この列車が地区連絡会議（話し合いの場）です。



令和5年
4月1日
運行スタート!

※イメージ図です。

目 次

I 地域計画の策定

1 地域計画とは

- (1) 農業経営基盤強化促進法等の改正と地域計画
- (2) 地域計画策定の目的
- (3) 地域計画で必須となるのが目標地図
- (4) 目標地図と利用権設定の関係
- (5) 京力農場プラン（人・農地プラン）と地域計画の違い

2 地域計画の策定手順

- (1) 「協議の場」の設置
- (2) 協議の進め方

3 現況地図と目標地図

- (1) 出発点となる「現況地図」について
- (2) 目標地図とは？

4 目標地図を話し合う

- (1) 「参加メンバー」の考え方
- (2) 地域の現況を共有する
- (3) 農家（農地）アンケート
- (4) 話し合いのターゲットを絞る
- (5) ゾーニングを考える
- (6) 目標地図のポイント
- (7) 法改正で地域の合意を重視した利用権設定へ

5 地域計画の様式

- ・地域計画の記入例（添付のない地域もあります）

II 地域計画の実現

- ・農地の借入・貸付
- ・農地中間管理機構による農地の借入・貸付手続フロー
- ・農地中間管理事業による借入・貸付手続(イメージ事例)
- ・新しい農地中間管理事業

III 関係資料

- 1 関係法令
- 2 関係統計
- 3 関係予算

I 地域計画の策定

1 地域計画とは

(1) 農業経営基盤強化促進法等の改正と地域計画

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」と略）等の改正法が施行され、全国の市町村が令和7年3月までの2年間に「**地域農業の将来計画**」（基盤法第18条の「**地域農業経営基盤強化促進計画**」、以下、「**地域計画**」と略）を策定することになりました。

地域計画は、地域の農業者の話し合いに基づき、「**地域農業の将来の在り方**（10年後にどのような農業をめざしたいか、その実現のためには何が必要で、誰が何をしなければならないか等）」をまとめた「**計画書**」（本体）と、**農地1筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」**をセットで合意・決定するものです。

地域計画の**本旨**は、地域農業の担い手が今後減っていく状況に対する対応策として、農地利用の将来像を明確にして、農地を継続的に利用できるようにすることです。

そのために、地域計画では、

- ① 今後も農業で利用する区域を明らかにして、
 - ② 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集約化」や
 - ③ 「新規参入者や兼業農家（半農半 X）など「多様な経営体」の確保・育成」
- などの、方針をまとめます。

また、目標地図では、

- ① 農業委員会（農業委員・推進委員）が中心となって「農地の出し手・受け手の意向」を聴き取り、
- ② 耕作者の現況地図をベースに各農業者の将来意向を加味し、
- ③ 1筆ごとに将来の利用者を想定した姿を「当初の目標地図」に落とし込みます。

農地の将来の利用者が具体的に決められない場合は「検討中」や「現在の耕作者」として継続的に協議・調整を重ね、定期的（例：毎年1回）に、「目標地図の見直し」を行いながら、徐々に「地図の完成度」を高めていきます。

(2) 地域計画策定の目的

地域計画を策定する**目的は、**

地域の農業者自身が、地域農業の現状と課題を把握し、将来の地域農業の在り方（将来、地域の農地を誰がどう使っていくか、主な作物として何を栽培するか等）**を決める**ことです。

※ 地域の農業者とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者や、新規参入者や兼業農家（半農半X）を含めた「多様な経営体」も含めた、地域の幅広い農業者のことです。

その決定権は、あくまで地域の農業者にあります。

自分たちで主体的に考え、「地域農業の課題解決にどう取り組むか」を明確にすることが目的なので、「地域における協議」に時間をかけず拙速に策定することは不適切です。

農業者の代表である**農業委員・農地利用最適化推進委員は、**「**地域における協議**」に**主体的に参画し、**今後の農地利用の集約化方向などについて**話し合いを重ね、**地域の農業者の皆さんが納得できる**将来計画を描く**必要があります。

(3) 地域計画で必須となるのが目標地図

地域計画では、これまで地域の農業者が努力して守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継ぐため、**一体的に農業振興を考える旧村程度の区域（※）**ごとに、「地域農業の将来の在り方」と「目標地図」を必ず定めます。

（※）自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として地域農業の健全な発展をめざす区域

地域農業の将来の在り方をまとめた「地域計画書」（本体）は、「地域農業を継続・発展させるためのマスタープラン」で、もう一方の「目標地図」は、「マスタープラン実現のために誰がどの農地で営農するのが最適かを表示した地図」です。

目標地図は、「**将来も農地として守るべき範囲（農業上の利用を行う区域）**」について、**1筆ごとに農業を担う者（将来の利用者）を明確化した地図**であり、農業委員会が中心となって「**目標地図の素案**」を作成し、市町村に提出することが求められています。

(4) 目標地図と利用権設定の関係

今回の法改正により、**基盤法（農用地利用集積計画）**による**農地貸借（利用権設定）**が**農地中間管理事業法の農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」）**に**統合・一本化**されるとともに、**地域計画（目標地図）**の実現に資する場合に限り、**利用権を設定できることになりました。**

地域の協議と合意によって将来の受け手を想定して作成した「**目標地図**」に沿って**権利設定を行うこと**で、**地域計画の実現に向けた農地貸借（利用権設定）のみを認める仕組み**であり、**地域計画に位置づけられていない者への貸借などは当事者間で合意しても利用権設定を行うことができません。**

なお、令和5年4月以降も、**地域計画を策定するまでの間に限り令和7年3月までは移行期間の経過措置**として、これまでどおり、**基盤法に基づき市町村が公告した農用地利用集積計画による利用権設定が可能です。**

(5) 京力農場プラン（人・農地プラン）と地域計画の違い

これまで、地域の話し合いにより、実質化された「京力農場プラン」（人・農地プラン）策定の取り組みを推進してきましたが、今回の基盤法改正に伴い、京力農場プランが「地域計画」として法定化されたことを受けて、従来の「プランの策定・実現に係る取り組み」は、「地域計画の策定・実現に係る取り組み」として発展的に継承されます。

	京力農場プラン	地 域 計 画
目 的	農地を集積していく将来方針	地域農業の将来の在り方の計画
対 象	中核的担い手	農業を担う者＝担い手（効率的・安定的な経営） ＋多様な経営体 ＋受託を受けて農作業を行う者
方 法	農地を集積していく将来方針を文章化	農業を担う者ごとに利用する農地を地図（目標地図）に示す

○地域計画

地域計画＝京力農場プランの対象拡大＋目標地図の作成です。

農水省の地域計画の記載例（赤枠部分）にあるとおり、**地域計画の本体**は、これまでの**京力農場プラン（人・農地プラン）**に赤枠部分を追加

して完成させるイメージです。

京力農場プラン（人・農地プラン）の目的は「地域農業における中核的担い手の明確化と農地集約化に係る将来方針の作成」でしたが、地域計画では「地域内の農業を担う者（全ての農業者）」について現状と10年後の経営作目と経営面積を一覧にして、農地1筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」を新たに作成することになりました。

○京力農場プランが「未策定の地域」と「策定済の地域」

地域計画は、京力農場プラン（人・農地プラン）が、農業経営基盤強化促進法に規定された（法定化された）ものです。

京力農場プラン（人・農地プラン）がまだ策定されていない、実質化がされていない地域においては、引き続き、地域での話し合いの仕組みづくりが重要です。

プラン未策定の地域（地域での話し合いがされていない地域）は、旧村程度の範囲で「地域農業の在り方を協議する場（以下、「協議の場」と略）」を設置し、各集落の農業者の現状と将来意向をきめ細かく把握しながら、目標地図の作成に取り組むこととなります。

一方、プラン策定済の地域では、「協議の場」を設置した後、京力農場プラン（人・農地プラン）の実質化において取り組んだ「集落の話し合い」の成果を土台として活用できるため、円滑に「地域計画」（本体＋目標地図）を完成させることができます。

2 地域計画の策定手順

(1) 「協議の場」の設置

地域計画は、地域の農業者の意向を取りまとめて策定・公表するもので、令和5年度～6年度の2年間は、地域計画（目標地図を含む）の案を作成するために、市町村が

- ① 旧村程度の範囲で「協議の場」を設置し、
- ② 農業者（農地の出し手・受け手）の将来意向を把握した上で、
- ③ 現況地図をベースに徹底した話し合いで地域計画の合意形成（調整）を進めることとなります。

協議の場は、地域計画の策定区域と重なるように設定する必要があるため、目標地図の素案作成を担う農業委員会の「地区別連絡会議（以下、「地区連」と略）」を拠点とし関係農業者が参画して取り組みを進めることが適当です。

(参考)話合いの仕組み作り

福知山市の事例

福知山市内の三和、夜久野、大江の旧3町と、旧福知山市の旧16町村地域で、それぞれ「地区（営農）推進協議会」（通称：地区推）が組織されている。

地区推では、毎月10日の午前中（一部は午後）に「農地農政相談」を開催し、各地区の農業委員と農地利用最適化推進委員らが、農家等からの農地や農業についての相談を受けている。

この活動は、農業委員会だよりのほか、市広報にも記載されている。



このような農業委員や農地利用最適化推進委員による、「農地農政相談」に、委員のほか、農区長や自治会組織と連携してプラットフォーム化している事例もある。

(2) 協議の進め方

地域計画(案)の作成に向けた協議の進め方は、実質化された京力農場プランの場合と概ね同様ですが、

①「将来も農地として守るべき範囲」と

②「農地 1 筆ごとの農業を担う者（将来の利用者）」を

目標地図で明確化する必要があるため、地域の実態を踏まえて適切な手順をよく検討する必要があります。

農家アンケートや農業委員・農地利用最適化推進委員の戸別訪問（聴き取り）などで「農地の出し手と受け手の意向」を把握し、**農地の区画が分かる現況地図**（白地図や航空写真で可、できれば耕作者別のカラー表示が望ましい）**を用意**して、耕作者（認定農業者などの担い手）や農地所有者の代表者、集落の代表者など、幅広い関係者に参加を呼びかけて**地区連（＝「協議の場」）**を行ってください。

※ 詳しくは、後ほど「**現況地図と目標地図**」で説明します。

○「集落ごとの話し合い」

「将来も守りたい農地の範囲」については、集落ごとに「耕作しやすい優良農地」と「耕作困難な条件不利農地」の分布状況が異なり、農家によって「今後の農地利用についての考え方」や「農地保全に対する思い」が異なるため、多くの地域では、旧村単位の地区連だけでなく、「集落（農区・農家組合）単位での話し合い（座談会）」も併行して行い、その結果の地図を地区連に持ち寄って「地域計画（目標地図を含む）」の案を作成する必要があるでしょう。

○担い手（受け手）を中心とする話し合い

担い手が地域に存在するときは、地区連で担い手（農地の受け手）を中心に話し合いを行い、高齢や病気で耕作できなくなる農地を誰が引き受けるか対応を相談したり、農作業の効率化をめざして耕作地の交換について意見交換するなど、「農地の集積・集約化の方向」について協議することが考えられます。例えば、個別経営体と集落営農組織が地図でそれぞれの担当区域を決めて、経営体ごとに集約化をめざすなど、農地の効率的かつ総合的な利用について話し合い、合意形成を進めることが適当です。

○地域活性化（村づくり）をテーマにした話し合い

過疎化・高齢化が深刻な中山間地域の限界集落など、担い手がない地域では、農業に限定した話し合いでは将来の展望を描くことが難しいため、地域の将来のあり方や「持続可能な村づくり」をテーマに話し合いをスタートさせてください。

また、将来、新規就農希望者を受け入れる体制や、どの農地を提供するかについて、話し合っておくことも重要です。

話し合いの場では、ワークショップなどで多様な参加者（特に若者、女性、地域外の方）の意見を積極的に取り入れ、段階を踏んで「地域として将来めざす農業と農地利用の姿」を徐々に造り上げていきましょう。

3 現況地図と目標地図

(1) 出発点となる「現況地図」について

○「守るべき農地」を検討するための「現況地図」

地区連や集落の話し合いで使う「現況地図」としては、「将来的にどこまで守るべき農地に含めるか」を検討する地図が必要です。

例えば、

農地台帳の筆別地図に、

- ・「農振農用地区域内の農地中山間直接支払・多面的機能支払の対象農地を示した地図」
- ・「利用状況調査の結果を反映した遊休農地と非農地判断済の荒廃地を示した地図」を準備しましょう。

休耕地（「何も作っていない農地・作りにくい農地」）や獣害や水害等の実態なども追加して協議すれば、「地域内または地域外の誰かが農地として継続的に利用できる農地」と「将来的に農地として維持困難な農地」等について、徐々に明確化することができます。

現況地図、目標地図の素案、目標地図のイメージ

「将来も守るべき農地の範囲」と「その範囲内の農地1筆ごとに将来の利用者（農業を担う者）を表示した地図

現況地図

中山間直接支払・多面的機能支払対象農地地図

農振農用地区域内地図

権利者の現況地図（農地台帳から出力）
利用状況調査の結果反映（荒廃地等）地図

目標地図

素案

「地区連」での話し合い

現在・近い将来（2～3年後）、耕作できない農地への対応

農家

アンケートや地区連への参加で、利用している農地に係る今後の意向を地域に伝え、相談していく

アンケートや話し合いの結果、当面、地域で農地を守る姿を表示した地図

なお、**現況地図**は、**耕作者別のカラー表示が望ましい**ですが、集落単位であっても、使用できる、又は識別できる色の数に限界があるため、農業者がとて多い場合（例えば20人以上）は、「記号」による表示を検討してください。（地域計画（本体）の「4 地域内の農業を担う者一覧表」では、『目標地図上の表示』となっています。）

○「誰が農地を使うか」を検討するための「現況地図」

「守るべき農地の範囲」（地域計画のエリア素案）を、農家の意向と話し合いによって「線引き」した後、「誰が農地を使うか」を検討します。

現在誰が耕作しているかを示す**「権利者の現況地図」**を農地台帳から**出力**し、そこに、「将来の貸借等の農地利用意向」や「将来の耕作者（貸付先や後継者）の有無」等の情報を追加記載して、各地区連で「農業の将来の在り方」（各々の農地を誰が使うか、主作物として何を生産するか等）を検討しましょう。

そのために、あらかじめ**アンケート（別紙参考）**や**農家に地区連や集落の話し合いに直接来ていただいて**、将来の貸借意向や後継者の有無等を把握し、みんなで地域農業の将来の在り方を話し合ってください。

（参考）地域計画の区域（守るべき農地）の考え方

福知山市三和町川合地区の「守るべき農地の地図」は、集落の農区長の協力を得て、農業委員会が行う利用状況調査の結果と中山間直接支払・多面的機能支払の協定農地を重ね、集落ごとに1枚の地図に表示しました。

「守るべき農地」については、現況が不作付けや未整備田でも栗園にするなど「幅広い利用方法」を工夫し直接支払制度を活用して徹底して守る一方、それ以外の農地は耕作できなくなれば山に返すというものです。（※守るべき農地の地図を次頁に掲載）

目標地図のエリア（守るべき農地）については、現況地図の「現在、耕作中または保全管理中の農地」を出発点に、各集落で「将来、どの範囲まで守ることができるか（農地として守りたいか）」を検討し、地区連（協議の場）で十分に話し合いを行ってから決めてください。

「川合がいつまでも川合であるために」

山間地域の営農体制づくりを推進

将来、地域と農家が持続していくか——住民の高齢化率が50%を超える山間地域、福知山市三和町川合地域（約500世帯・2700戸）では、農地利用最適化推進委員会と農業者協会の先頭に立って地域農業と集落の維持に奮闘。集落営農法人の設立から11年が経過した今、「守るべき農地」の明確化と「人材の確保」対策を戦略的に進めている。

「守るべき農地」を明確化

2009年当時、田区長 1 筆平均10畝未満の川合地帯を稼いでいた同市農業委員会では農地を築地しても作会の土佐祐司推進委員と小原一泰農業委員は、地域に呼びかけて、地域農業の受け皿となる田かわいを設け、昨年からは、将来にわたる「守るべき農地」を峻

京都 福知山市農業委員会
土佐祐司推進委員 小原一泰農業委員

別（じゅんべつ）などの地図づくりを開始。集落の役員が交代しても集落の現状を共有し、話し合いを積み重ねられる」と土佐委員はその意義を強調する。「守るべき農地」は、現状が不作付けも未整備田でも栗園にするなど幅広い視野で利用方法を工夫。直接支払制度を活用して徹底して守る一方、それ以外の農地は耕作できなくなれば山に返すというも



今後、この地図を山間地域の線引き見直しに反映させる他、京丹波圏プラン（入）農地プランの具体化の話し合いにも活用していく考えだ。

(2) 目標地図とは？

現況地図と目標地図の関係性を、次ページに示しています。

目標地図とは、「**将来も守るべき農地の範囲**」と「**その範囲内の農地1筆ごとに将来の利用者（農業を担う者）**」を表示した地図です。

「守るべき農地」のエリアで、将来の利用者が見つからない（現時点で決まっていない）場合は、目標地図に検討中（募集中・調整中、X=エックス）等と記載すればOKです。

地域計画（本体）には「農業を担う者」（目標地図に位置づける者）の一覧（氏名、現在と将来の経営面積等）を記載しますが、目標地図では、関係者が合意できた範囲で各筆の耕作者を記載すればよく、全筆の耕作予定者が完全に決まっている必要はありません。

○目標地図の素案

「目標地図」の素案は、地域計画の策定主体である市町村の求めに応じて農業委員会が作成し、市町村に提出します。

農業委員会は、農業者の意向を踏まえずに「将来の利用者」を目標地図の素案を作成することはできません。

先に、**現況地図**は、農地台帳の筆別地図と、「農振農用地区域内の農地中山間直接支払・多面的機能支払の対象農地を示した地図」や「利用状況調査の結果を反映した遊休農地と非農地判断済の荒廃地を示した地図」を準備しようとして記述しました。

「**目標地図の素案**」は、その**現況地図**をベースに、アンケート（別紙様式を参照）や集落の話し合いに出席して把握した**各農家の「農地1筆ごとの今後の利用意向」**を記載した地図です。

この手引きでは、次ページに、現況地図（農家別色塗り地図）に、

- ① 利用されていない農地、

- ② 利用者が85歳以上で利用意向調査で離農を考えている農地を白色とする「白抜き地図」として示しました。

是非、みなさんの地域でも、このような、ターゲットを絞った、目標地図の素案を作成してください。

コ ラ ム

地域計画や目標地図は、高齢の方に対して農業のリタイヤをすすめるものではありません。

万が一に備え、何かあった場合に誰に農地を管理してもらうかを決めておくことで、安心して営農できるように、地域で合意した内容を把握しておくためのものです。

農地等のアンケート調査

【赤字は農地台帳の情報を表示】 ※実際は黒字で印字

調査日（基準日）

令和5年4月1日

このアンケートは、皆さんの農地等の現状を定期的に把握して、今後の農地・農業について農業者や住民、関係者等が話し合いを繰り返して、目指すべき将来像を修正し共有することを目的としています。現在の状況と、5年後の意向・予定について、分かる範囲でご回答ください。

太線枠内の記載事項について、異動や誤りがある場合は朱色で正しく訂正又は記入をしてください。すべての記入が終わりましたら、調査票を返信用の封筒に入れて、令和5年4月30日までに提出してください。

コード 1001001001

専兼区分： 一種兼業

区域： 大野地区

世帯責任者	辻 一郎	連絡先（電話）	0757896789
住所	京山市東区太田町9番地の4		
緊急連絡者	09012341234	連絡先（電話）	0751231234

問1 現在の世帯の状況をおたずねします。該当項目を訂正・追記してください。

	氏名	続柄	生年月日	年齢	経営主	後継者
問1	辻 一郎 (100100100101)	世帯主	S. 33/08/19	65	○	
	辻 良子 (100100100101)	妻	S. 39/08/01	59		
	辻 太一 (100100100101)	子	S. 59/05/10	39		○
	辻 二郎 (100100100101)	子	S. 61/06/29	37		
	辻 三郎 (100100100101)	子	H. 2. 12/03	33		
	辻 はな (100100100101)	母	S. 4/08/20	94		

※ 訂正がある場合は、取消線を引いて訂正してください。

【経営主】は世帯で1名、農業経営の責任者です。【後継者】は将来の予定を含みます。

問2 5年後の経営意向についておたずねします。該当項目を○で囲んでください。

問2	1 経営規模を拡大したい 2 現状のまま続けたい 3 規模を縮小したい 4 農業をやめたい → 問3①を回答	→ 問3②、問4を回答	→問4を回答
----	---	-------------	--------

問3 5年後に経営規模を拡大または縮小したい面積を記入してください。

問3	① 規模拡大したい面積（概ね アール程度）	② 縮小したい面積（概ね アール程度）
----	-----------------------	---------------------

問4 5年後の経営継承（農地の移譲先）の予定について、該当項目を選択し、記入してください。

問4	経営継承の相手方	1 世帯内や親戚の後継者 2 地域内の担い手 3 新規参入者（地域外） 4 未定（分からない・不明を含む）
	予定の相手方（氏名）	1 決めている（ ） 2 未定（分からない・不明を含む）

※ 世帯が9人以上の場合は裏面の内容も確認・訂正してください。

【別紙】 世帯責任者： 辻 一郎 様

問1 現在の世帯の状況をおたずねします。該当項目を訂正・追記してください。

氏名	続柄	生年月日	年齢	経営主	後継者
辻 一郎 (100100100101)	世帯主	S. 33/08/19	65	○	
辻 良子 (100100100101)	妻	S. 39/08/01	59		
辻 太一 (100100100101)	子	S. 59/05/10	39		○
辻 二郎 (100100100101)	子	S. 61/06/29	37		
辻 三郎 (100100100101)	子	H. 2. 12/03	33		
辻 和子 (100100100101)	子	H. 6. 11/3	29		
辻 花子 (100100100101)	子	H. 6. 11/3	29		
辻 四郎 (100100100101)	子	H. 10. 04/06	25		
辻 はな (100100100101)	母	S. 4/08/20	94		
辻 みのり (100100100101)	子の子	R. 4/08/20	20		

※ 訂正がある場合は、取消線を引いて訂正してください。

世帯責任者：辻 一郎 様

問5 1筆ごとに確認(必要があれば訂正)し、今後の利用意向を選択してください。

所在	現況地目 登記簿地目	現況面積(m ²) 登記簿面積(m ²)	農振 区分	所有者(貸人) 借人	適用法 耕作状況	始期 終期	今後の意向(※)
(000001) (000001) (000001) 京山市太田町西町 4-6	畑 畑	3,000 3,000	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好		
(000001) (000001) (000001) 京山市太田町西町 4-7	畑 畑	2,500 2,500	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好		
(000001) (000001) (000002) 京山市太田町南町 13	田 田	1,000 1,000	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好		
(000001) (000001) (000002) 京山市太田町南町 14	田 田	1,650 1,650	農用地	辻 一郎 太田 久男	利用権賃貸借 良好	H. 25/03/31 R. 5/03/30	
(000001) (000001) (000002) 京山市太田町南町 15	田 田	1,800 1,800	農用地	辻 一郎 太田 久男	利用権賃貸借 良好	H. 25/03/31 R. 5/03/30	
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 380	田 田	800 800	農用外	辻 一郎 辻 一郎	保全管理		
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 381	田 田	450 450	農用外	辻 一郎 辻 一郎	保全管理		
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 409-1	田 田	963 963	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好		
以降 別紙							

(※)「今後の意向」欄には、次の番号を記入してください。

1 耕作したい(作物を栽培) 2 保全管理したい 3 貸したい 4 売りたい

注) 訂正した場合でも、適正な手続き等が必要な場合は修正されません。ご注意ください。

※ 農地が多い場合は裏面も回答してください。

調査票は以上です。ありがとうございました。なお、調査内容は、農地台帳の補正及び業務推進の基礎資料として利用いたします。お問い合わせ先は、京山市農業委員会事務局 電話 1111-22-3333

【別紙】 世帯責任者：辻 一郎 様

問5 農地の状況と一筆ごとの今後の意向についておたずねします。該当項目を訂正・追記してください。

所在	現況地目 登記簿地目	現況面積(m ²) 登記簿面積(m ²)	農振 区分	所有者(貸人) 借人	適用法 耕作状況	始期 終期	今後の意向(※)
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 409-3	田 田	833 830	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好		
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 409-4	田 田	129 129	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好		

(※)「今後の意向」欄には、次の番号を記入してください。

- 1 耕作したい(作物を栽培) 2 保全管理したい 3 貸したい 4 売りたい

注) 訂正した場合でも、適正な手続き等が必要な場合は修正されません。ご注意ください。

4 目標地図を話し合う

(1)「参加メンバー」の考え方

目標地図の作成にあたっては、**地区連の中核メンバー（農業委員会委員、市町村職員、農業会議職員等）に加え、地域の農地を利用する幅広い農業者（認定農業者、農業法人、集落営農組織、新規就農者）や自治会・農家組合役員にも協議に参加してもらう必要があります。**

地域の農業者が「できれば、この方向を目指したい（実現を望みたい）」と思うことを現況地図に書き込みながら話し合うことによって、目標地図に対する関係者の共通認識や合意が形成されます。

地域計画や目標地図でいきなり高い理想を目指すのは困難です。まずは地域の皆さんで話し合い、「小さな一歩」を踏み出すことからスタートしてください。

(2) 地域の現況を共有する

地区連絡会議で、テーブルに現況地図を広げただけでは、何を議論すべきかよく分からないと思います。

効果的な議論のために、現在の状況を、地域の農業者（耕作者・地権者）、非農家の住民、農業委員会委員などの関係者）が共有しておくことが重要です。

- 1 作物別 {米、野菜（ハウス、露地）、その他作物、不耕作} の状況
- 2 経営者 {法人（雇用の有無）、経営主の年齢、専・兼別、離農者等} の状況
- 3 今後の経営継続（拡大、維持、縮小）の意向（別項目）
- 4 獣害・水害等エリアの把握
- 5 土質（用水）の確認

(3) 農家（農地）アンケート

アンケートは、できれば地域の話し合いの前に、実施することが望ましいですが、地域の話し合い（地区連絡会議）に出席して、現況地図上で意向を確認していくことも有効です。

その内容は、農家としての経営の動向より、継続して耕作する農地の選別をしていただくため、経営している農地1筆ごとの意向を確認することが重要になります。

なお、京カ農場プラン（人・農地プラン）の実質化の過程で、最近実施した地域の場合は、その内容を確認しつつ、そのアンケート結果の活用も含めて、柔軟な対応が必要かもしれません。

アンケートの様式例を示しますので、参考にしてください。

(4) 話し合いのターゲットを絞る

「目標地図の素案」の項で記述しましたが、現況地図に、例えば以下の農地を『白抜き』し、その農地について、どのように活用するか議論を絞ることが重要です。

- ① 現時点で耕作がされていない農地
- ② 現在85歳以上で、廃業意向の農地

そこでの議論は、例えば

- ① 隣接の農業者が利用できないか。
- ② 地域内の規模拡大意向の担い手が利用できないか
 - ・・・を確認しながら話し合いを進めではいかがでしょうか。

京都府○○町○○集落、中山間地域、農家戸数26戸、農地面積30ha、200筆

色	氏名	年齢	作物	筆数	意向	筆番号
	A	88	米・自家野菜	2	×	78 91
	B	87	米・自家野菜	1	×	92
	C	85	米・自家野菜	2	×	54 90
	D	85	米・自家野菜	3	△	55 75 93
	E	82	米・自家野菜	1	△	88
	F	80	米・自家野菜	1	△	87
	G	79	米・自家野菜	2	×	67 80
	H	79	米・自家野菜	3	○	98 113 129
	I	77	米・自家野菜	4	△	6 18 19 69
	J	77	野菜	3	△	73 84 171
	K	76	野菜	4	○	133 135 138 168
	L	75	米	6	◎	39 62 97 101 102 162
	M	75	野菜	4	◎	17 52 85 89
	N	74	米・自家野菜	6	○	15 32 33 68 76 144
	O	71	米・自家野菜	2	△	94 95
	P	68	米・果樹	11	◎	180 182 184 186 188 190 191 192 194 196 198
	Q	67	養牛	8	◎	13 14 100 110 111 112 117 122
	R	65	米	8	△	11 12 23 24 96 153 155 165
	S	62	米	3	○	59 70 83
	T	60	野菜	6	◎	60 61 127 164 187 189
	U	58	米	6	○	103 105 108 175 176 178
	V	55	米	12	○	25 26 37 43 45 46 50 58 63 128 173 174
	W	45	米	7	◎	30 35 36 40 56 64 65
	X	40	米	24	◎	1 2 3 7 8 16 41 42 44 47 48 49 107 109 139 140 141 145 152 156 158 159 166 167
	Y	法人	野菜	10	○	27 29 31 66 72 74 137 146 150 151
	Z	法人	米	27	◎	4 5 9 10 20 21 22 28 34 53 123 124 125 130 131 132 136 142 143 147 148 149 157 160 163 169 170

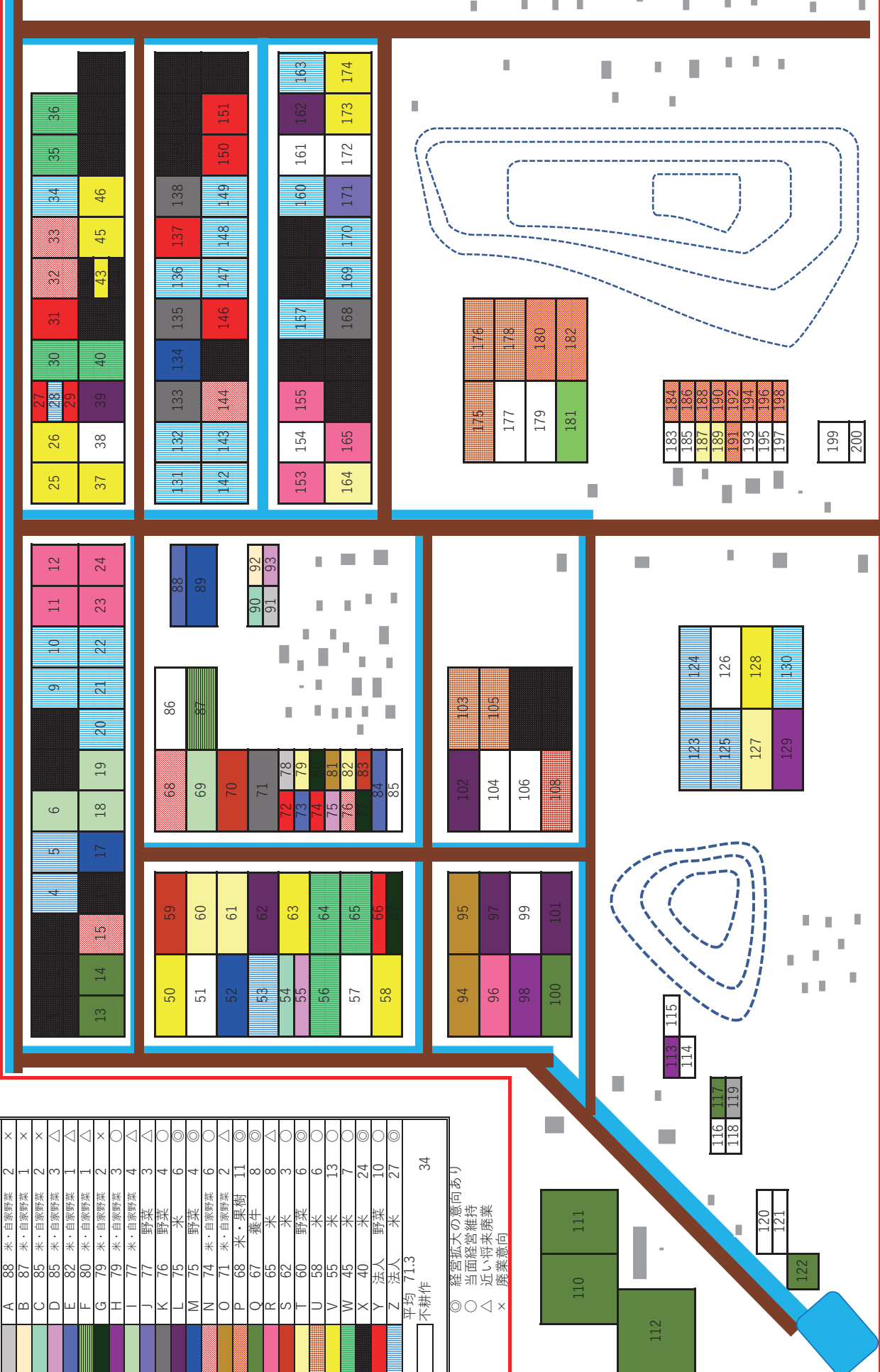
- ◎ 経営拡大の意向あり
- 当面経営維持
- △ 近い将来廃業
- × 廃業意向

目標地図(案)策定のシミュレーション地図(現況地図)

京都府○○町○○集落、中山間地域、農家戸数26戸、農地面積30ha、200筆

色	氏名	年齢	作物	筆数	意向
■	A	88	米・自家野菜	2	×
■	B	87	米・自家野菜	1	×
■	C	85	米・自家野菜	2	×
■	D	85	米・自家野菜	3	△
■	E	82	米・自家野菜	1	△
■	F	80	米・自家野菜	1	△
■	G	79	米・自家野菜	2	×
■	H	79	米・自家野菜	3	○
■	I	77	米・自家野菜	4	△
■	J	77	野菜	3	△
■	K	76	野菜	4	○
■	L	75	米	6	○
■	M	75	野菜	4	○
■	N	74	米・自家野菜	6	○
■	O	71	米・自家野菜	2	△
■	P	68	米・果樹	11	○
■	Q	67	養牛	8	○
■	R	65	米	8	△
■	S	62	米	3	○
■	T	60	野菜	6	○
■	U	58	米	6	○
■	V	55	米	13	○
■	W	45	米	7	○
■	X	40	米	24	○
■	Y	法人	野菜	10	○
■	Z	法人	米	27	○
■	平均	71.3			
■	不耕作			34	

◎ 経営様式の意向あり
 ○ 当面経営維持
 △ 近い将来廃業
 × 廃業意向

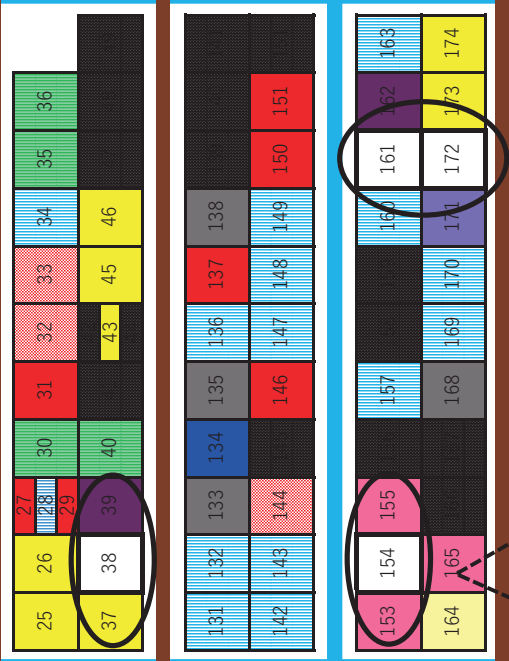


目標地図(案)策定のシミュレーション地図(例:耕作放棄農地、農地利用者が85歳以上、廃業意向の農地を白抜き)

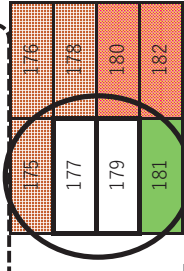
京都府○○町○○集落、中山間地域、農家戸数26戸、農地面積30ha、200筆

色	氏名	年齢	作物	筆数	意向
A	88	米・自家野菜	2	X	
B	87	米・自家野菜	1	X	
C	85	米・自家野菜	2	X	
D	85	米・自家野菜	3	△	
E	82	米・自家野菜	1	△	
F	80	米・自家野菜	1	△	
G	79	米・自家野菜	2	X	
H	79	米・自家野菜	3	○	
I	77	米・自家野菜	4	△	
J	77	野菜	3	△	
K	76	野菜	4	○	
L	75	米	6	◎	
M	75	野菜	4	◎	
N	74	米・自家野菜	6	○	
O	71	米・自家野菜	2	△	
P	68	米・果樹	11	◎	
Q	67	養牛	8	◎	
R	65	米	8	△	
S	62	米	3	○	
T	60	野菜	6	◎	
U	58	米	6	○	
V	55	米	13	○	
W	45	米	7	○	
X	40	米	24	○	
Y	法人	野菜	10	○	
Z	法人	米	27	◎	
平均				71.3	
不耕作				34	

- ◎ 経営拡大の意向あり
- 当面経営維持
- △ 近い将来廃業
- X 廃業意向

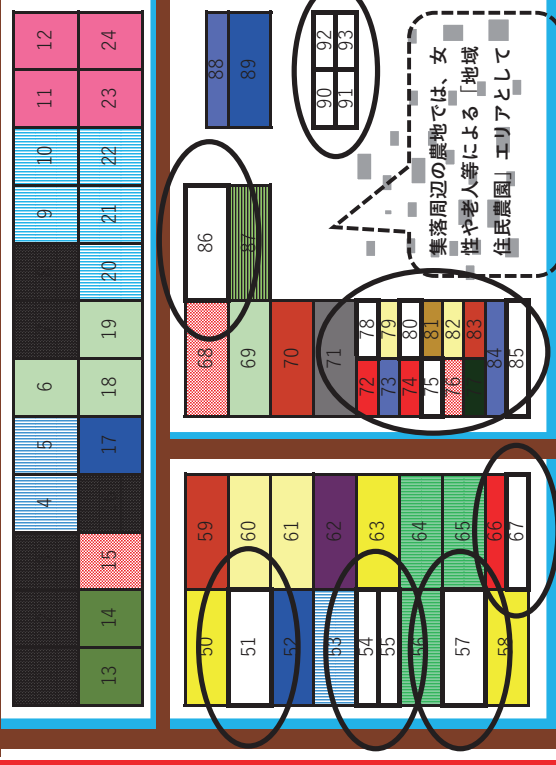


隣接の担い手が活用できないか。

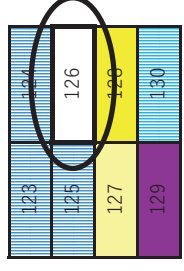
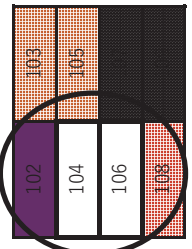


獣害多発

この輪の中の白色の農地の活用方法を議論することが重要

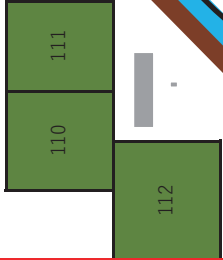


集落周辺の農地では、女性や老人等による「地域住民農園」エリアとして



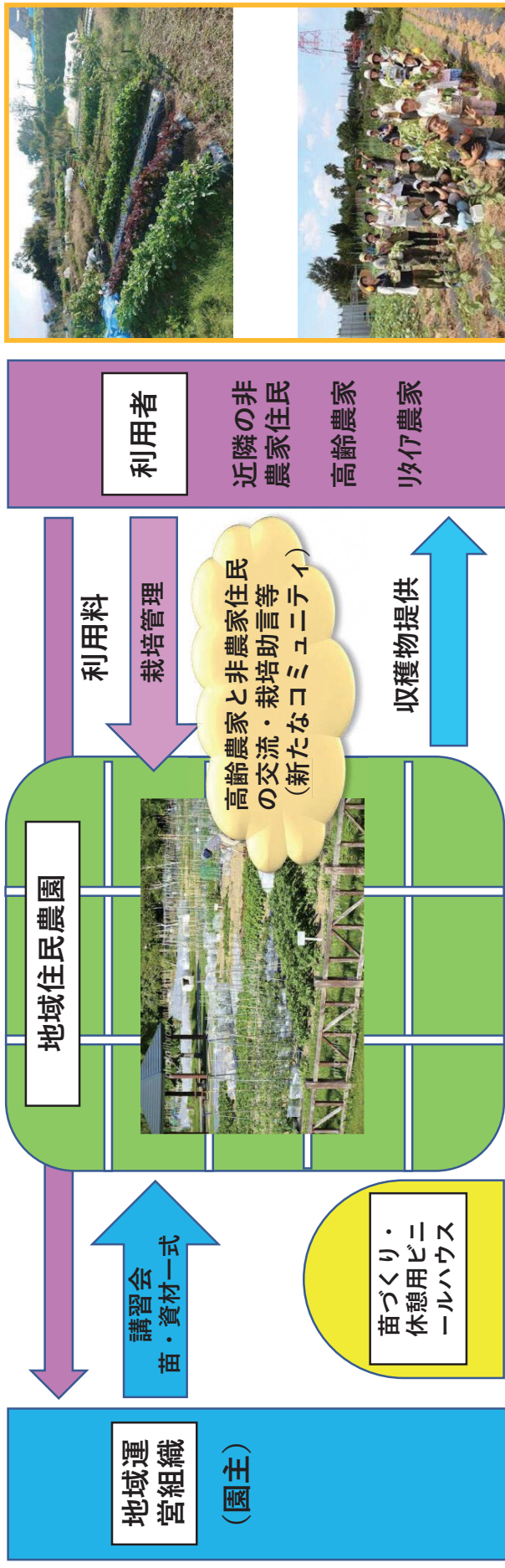
獣害多発

今後とも、守るべき農地なのか。守れるのか。



地域運営組織が経営する地域住民農園を推進（新たなコミュニティづくり）

花巻市の事例では、遊休農地や周辺農地を利用して区画割の体験農園を開設し、地域や近隣の非農家住民利用がで
きるようにした。併せて地域内の高齢農家やリタイア農家も区画割を利用できるようにしたところ半数が農家とな
り、非農家への栽培助言や管理補助がはじまり、大好評のうち新たな地域コミュニティに発展



市町村と協力して地域住民農園の利用者確保！

地域運営組織にとって活性化へのチャンス

- ▷ 農園整備や中古ビニールハウス、トイレ、駐車場の整備は地域挙げて取り組む。入園者確保のため 市町村の広報機能を利用し、地域住民に広く情報提供。多くの地域で取り組まれる場合は、地域割りをして利用者確保
- ▷ 園内には共同エリアを設け、レモンやユズ、サンショ等の永年作物類、花卉類なども栽培し、収穫物は利用者へ提供
- ▷ 栽培指導、野菜苗、肥料等資材、農具利用含め、都市部では20～30㎡区画で年間6万円～、充実した栽培指導のところは年間10万円を超えるケースもあり、利用料はよく検討

(5) ゾーニングを考える

地域の農地利用エリアのゾーニングを考えることから始める方法もあります。

1 地域で頑張っている農家を、少しでも頑張れる環境を整備

- ・ 婦人や老人等による「地域住民農園」エリアの確保
- ・ 都市住民の来園（もぎ取り）があっても良い（関係人口の拡大）

※活性化事業での駐車場整備や販売・休憩施設

2 兼業農家の経営継続の環境整備

- ・ （自宅近くの）現在の農地を優先的に確保

3 新規就農者のための農地の確保

- ・ （今はまだいない）新規就農者ができたときには、
（作物別、有機等）適した優良農地を団地化できる
計画を念頭に

4 担い手や法人等で、規模拡大意向のある経営体には、 団地化（集積）

5 その結果として、地域で守れないエリアが見えてくる

(6) 目標地図のポイント

以上のように、

目標地図＝「守るべき農地の範囲」＋「誰が農地を使うか」です。

目標地図の作成は、地域計画で「将来の農業の在り方」を明確化することと表裏一体の取り組みであり、農地の利用者が見つからない（集落外の担い手を受け入れる）のか、確保できる見込みの担い手を応援する（農地を集約化して農地を守ってもらう）のか、地域の農業関係者の共通認識ができれば十分です（目標地図は、促進計画の作成後でも修正できるので、あまり細部にこだわる必要はありません）。

地域計画（地域農業の将来像）をイメージ豊かに描くことが大切です。地区別連絡会議（＝地区連）に耕作者（認定農業者などの担い手）や農地所有者の代表者、集落の代表者など、幅広い関係者が参加し、将来誰が各々の農地を利用するか継続的に話し合いながら、徐々に目標地図の完成度を高めていってください。

(7) 法改正で地域の合意を重視した利用権設定へ

ー農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画へー

今回の法改正では、「地域の調整機能を重視した利用権設定の仕組み」が整備されました。これからは、地域で協議・合意した「目標地図」の作成が先行し、目標地図の方向と異なる個別相対の貸借は認めない（想定しない）仕組みに変わります。

農業経営基盤強化促進法（基盤法）による利用権設定（農用地利用集積計画）は、旧農用地利用増進法による農用地利用増進計画と同様に、一定区域の農地の関係地権者が区域内の農地の貸借について協議して全員合意に基づく定期借地権の貸借計画案を市町村に申し出て、市町村が公告して効力を発生させることにより、農地法の小作地所有制限や法定更新の適用を除外する仕組みとして創設されました。しかし、市町村の実務においては、関係農業者の自主的な協議に基づく合意形成のプロセスが軽視され、個別相対の利用権設定面積の拡大（集約化なき農地集積）が追求されてしまいました。

そこで、今回の基盤法改正では、農業委員会や農地中間管理機構も参画する「協議の場」での合意内容に基づき、市町村が地域計画を策定し

（これが「京カ農場プラン」（人・農地プラン）の法定化です）、目標地
図の方向に即した農用地利用集積等促進計画（促進計画）で利用権設定
を行うことになりました。

5 地域計画の様式

地域計画

策定年月日	
更新年月日	()
目標年度	
市町村名 (市町村コード)	()
地域名 (地域内農業集落名)	()

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
② 田の面積	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇 %	将来の目標とする集積率	〇〇 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
(2)農地中間管理機構の活用方法
(3)基盤整備事業への取組
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

Ⅱ 地域計画の実現

- 地域計画は、策定するだけでなく実現に向けて実行することが大切です。
- 担い手農家等多様な経営体への農地の集積、集約を進めます。
- 地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、農地中間管理機構などの関係者が連携して、地域一体となって取り組むことが求められます。

農地の借入・貸付

過疎高齢化が進む中、営農を継続することが困難な農地を、意欲をもって営農に取り組む「担い手農家」などの多様な経営体に集積・集約、バトンタッチします!!

◇これまでの農地貸借手法

- ① 農業委員会等の許可を受ける（**農地法**）
- ② 市町村による「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する「いわゆる相対契約」（**農業経営基盤強化促進法**）
- ③ 機構（農地バンク）による農地中間管理事業により権利を設定・移転する（**農地中間管理事業の推進に関する法律=機構法、バンク法**）

◇主流は市町村が行う基盤強化法の利用権設定「いわゆる相対契約」

- 理由
 - ・ 簡単（作成資料が少なく、設定に係る日数が短い）
 - ・ 利用権設定期間が、1年から設定できる
- 課題
 - ・ 相対での契約であり、担い手への農地集積、集約には結びつかない
- 廃止
 - ・ 基盤法の改正により、担い手への農地集積、集約を加速するため「相対契約」が廃止

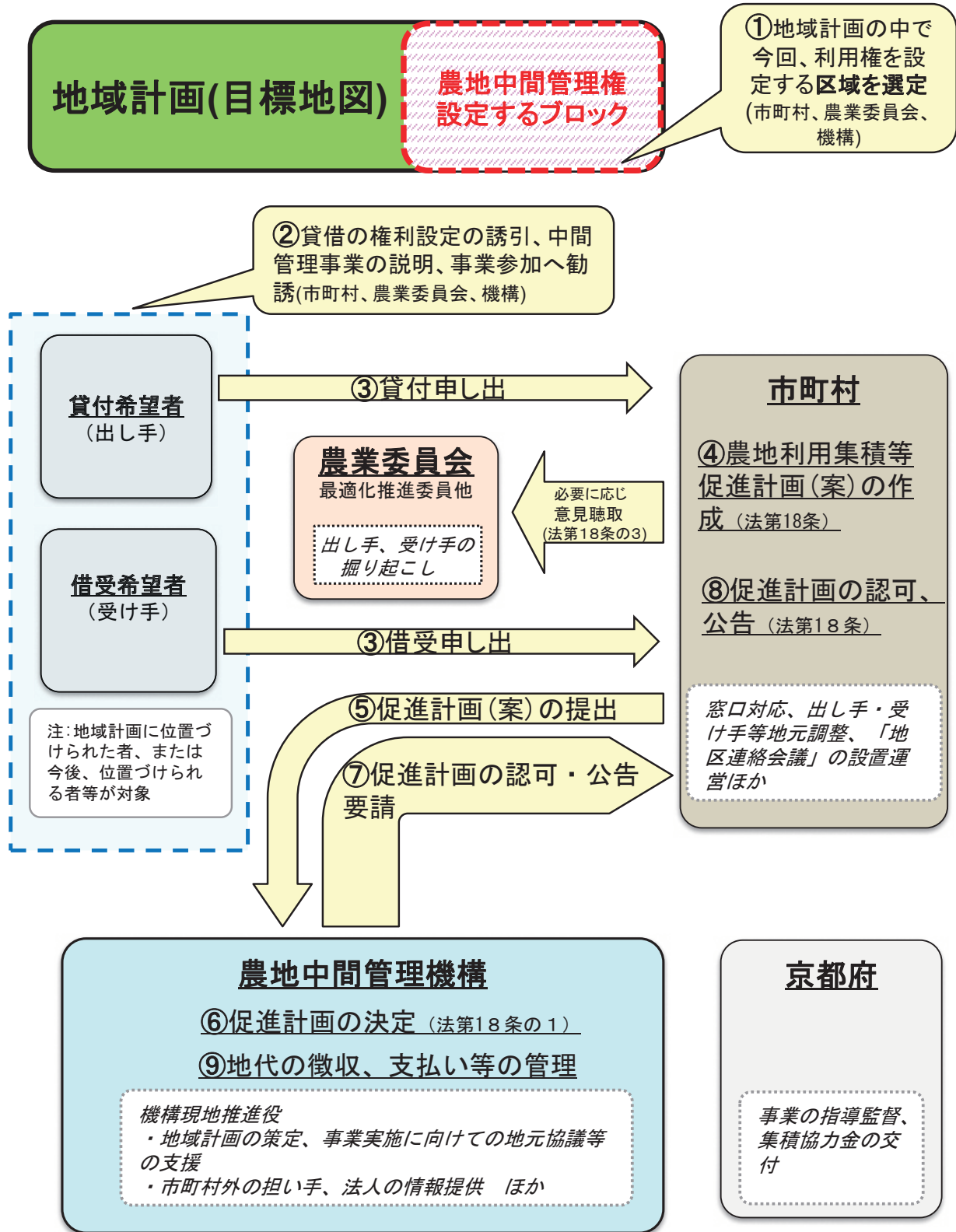
◇法改正:地域計画の実現のための農地貸借は、**農地中間管理事業**で!!

- 機構が策定する「農用地利用集積等促進計画」に一本化して、担い手等多様な経営体への農地の集積、集約を加速化

◇**農地中間管理事業の概要**

- 特徴
 - ・ 京都府から指定された公的な機関「**農地中間管理機構**」が関わる**安心、安全な農地の貸借**
 - ・ 契約期間が終了したら契約は失効、農地は所有者に戻ります
 - ・ 農地中間管理事業を活用して、担い手等に積極的に農地の集積。集約を進めると「**機構集積協力金**（窓口：市町村）」の交付を受けることができます
 - ・ 21名の機構現地推進役が、地域計画策定等の支援、農地中間管理事業の推進に取り組みます
- 平成26年度にスタートした農地中間管理事業は、**令和4年5月の法改正で大きく変わり、地域計画(目標地図)の唯一の実現手段**となりました

農地中間管理機構による農地の借入・貸付手続フロー



農地中間管理事業による借入・貸付手続(イメージ事例)

◎農地中間管理事業は地域計画の実現のために行う手段。その進め方は市町村、地域の状況等により異なります。

▶ある地域事例で事務推進イメージを検討しました。

事例：地域計画(目標地図)は小学校単位で策定済み。市として地域計画ブロック単位で積極的に担い手等への農地集積、集約を進める位置づけ

1 地域の話し合いの場で、地域計画で定めた農地の権利移動について具体的な話が出る(市町村、農業委員会同席)

2 市町村(農用地利用最適化推進委員等委員、機構他)は当該地域計画のエリアにおいて、他の関係権利者等を確認して中間管理事業の実施を検討(取り組むブロック等の選定ほか)

3 具体的には当該ブロックにおいて、地域計画に定められた所有者、利用する農業者等関係者を集めた話し合いで、中間管理権の設定に向けた事業手続きを説明して事業参加を促し、合意形成を図る(市町村、農業委員会、機構)。

併せて、賃・使用貸借の区別、貸付期間、水利費等の負担区分を定める(出し手、受け手、市町村、農業委員会、機構)

4 農地台帳ベースの6号様式により、促進計画書、申し出・確認書等必要書類を作成、所有者、借受者の申し出署名を取得(市町村、事務委任を受けている場合は農業委員会)

5 市町村(事務委任を受けている場合は農業委員会)は「促進計画書(案)」を作成、機構に提出

6 機構は、現地推進役に確認の上、促進計画を決定して市町村に通知、認可を申請

7 市町村は促進計画を認可・公告

<ポイント>

・市町村は、地域計画の実現のために利用権設定の要望を戦略的に取りまとめ、効果的に事業化することが求められる。

また、貸付期間、終期の設定月日等についても、まとまり等の配慮が必要

農地中間管理事業の推進に関する法律の改正について

新しい農地中間管理事業

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化（農地集約）を図りたい担い手農家等へ貸付ける制度です。

令和4年度の法改正により、地域計画(目標地図)を実現する手段に位置づけられ、制度は大きく変わります。

新たな農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画）とは

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月1日より農地の貸借の仕組みが大きく変わります。

農用地利用集積計画



農用地利用集積等促進計画

変更点

① 借受者を公募により選定する仕組みは廃止、地域計画(目標地図)に基づく利用権の設定に

- ・機構が受け手を公募により募集し、白紙委任により農地を預かり、受け手を選定していた制度は廃止
- ・機構によるマッチングは廃止、地域計画(目標地図)に基づき、機構は農地貸借の手続きを実施

② 作成、添付資料の大幅な削減

- ・現行16種類の資料作成が、最大6種類に

ただし、令和5年4月1日から2カ年間、令和7年3月31日までは、経過措置として現行の
○機構による農地中間管理事業(一括方式) ○市町村による農用地利用集積(相対方式)
は、継続実施可能
しかしながら、当該地域で地域計画(目標地図)が定められ、公告されると2カ年以内であっても経過措置は終了

新たな農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画） の推進におけるポイント

令和7年4月～

- ①機構が行う「貸付希望者の登録」、「借受希望者の公募、登録」は廃止
- ②中間管理事業のための、出し手と受け手のマッチング、選定（連絡調整会議）は廃止
 - ・機構が受け手を公募により募集し、白紙委任により農地を預かり、受け手を選定していた制度は廃止
- ③農地一筆ごとに利用する農業者を記した地域計画（目標地図）に基づき、利用権を設定
 - ・担い手の選定は、地域計画・目標地図作成時に行われる
 - ・事業実施のために作成、添付する資料は、担い手選定のための資料が削除され、大幅に削減
- ④借り受け期間は10年（短縮5年）を基本とするが、相対契約からの乗り換えを円滑に行うため、（短縮3年）での取り扱いも導入（予定）
- ⑤地域計画の策定から利用権の設定まで、一貫した取組により、担い手等への農地の集積、集約を円滑に推進
 - ・従前と同様、地元調整、出し手、借り手との調整等は、機構から市町村へ事務を委託
 - ・農用地利用集積等促進計画の認可、公告は、府から市町村に権限移譲
- ⑥事務負担軽減のための事務のシステム化の推進
 - ・農地台帳をベースとした促進計画書、地図の作成の導入（予定）
 - ・適正に管理（住基台帳、課税台帳との定期的突合、アンケートによる補足調査等）されている農地台帳を活用する場合は、登記簿等による所有者確認は省略
 - ・市町村等の端末機器による関係資料の作成（NJK機構資料作成システムの汎用利用）（予定）

1法改正後の農地中間管理事業取組体制

地域計画から利用権設定まで。一貫した取り組みの推進

地域農業の実態を詳しく把握している市町村が、地域計画策定から農地中間管理事業の一部を担うことにより、**事務の効率化、簡素化、手続き期間の短縮**を図る。そのため「農地利用集積計画」に代わり新たに作成する「農地利用集積等促進計画」の**原案の作成、地元調整等の事務を市町村に委託、計画の認可公告権限を府から市町村に移譲**する。

京都府

農地中間管理事業の総合的指導監督主体

- 主な業務
 - ・ 法に基づく機構の指定（H26年6月）
 - ・ 機構集積協力の金市町村への交付
 - ・ 機構の事業規程、計画等認可 ほか

指導、監督

農地中間管理機構

～京都府農業会議～

- 農地中間管理事業の実施主体
- 主な業務
 - ・ 農用地利用促進計画の決定
 - ・ 農地支払い、地代徴収（滞納対応）等の管理
 - ・ 農用地等改良の条件整備（機構関連整備事業等）
 - ・ 業務委託の承認申請、契約締結
 - ・ 資料類を作成するシステムの開発、管理、提供
 - ・ 所有者不明農地、遊休農地対策の推進
 - ・ 府、国に対する事業計画等認可、補助金交付事務
 - ・ 評価委員会の運営 など
 - ・ 相談・苦情対応 をサポート
- 農業委員会をサポーター
 - ・ 「地区連絡会議」による農地利用最適化等推進支援
 - ・ 地域計画（目標地図）作成の支援

【現地推進役】

- 主な業務
 - ・ 市町村、農業委員会の農地集積活動の支援
 - ・ 地区連絡会議に参画し農地利用最適化推進委員等随伴支援
 - ・ 市町村外の担い手、法人等の情報の提供
 - ・ 相談・苦情対応 ほか

作成支援

認可権限の移譲

計画案作成・地元調整等
業務委託

促進計画案の提出

促進計画の決定要請

地域計画

目標地図

素案作成

出し手・受け手

利用権設定の窓口

市町村

農地中間管理事業の推進主体

- 主な業務
 - ・ 窓口対応、出し手、受け手、地元等の調整
 - ・ 農用地利用集積等促進計画案の作成、計画の認可公告
 - ・ 「地区連絡会議」の設置運営による農地利用最適化等推進
- 関連業務
 - ・ 地域計画、目標地図の作成、公告

計画作成・公告

促進計画案の意見聴取

農業委員会

農地中間管理事業の推進主体

- 主な業務
 - ・ 担い手掘り起こし、出し手、受け手の情報収集
 - ・ 利用権設定の発議、機構（市町村）への要請
 - 関連業務
 - ・ 目標地図の素案作成

2 法改正に伴う作成資料の削減

中間管理権の設定は、地域計画(目標地図)に基づき行われることから、従来作成していた借受者選定にかかる資料、権利設定がわかる図面等は不要となり、事業実施で作成する資料を大幅に削減

従来作成していた資料

土地所有者

- 貸付希望農用地等の登録申請書、明細書
- 農用地等（賃・使用）貸申出書
- 相続人同意書
- 地役権等同意書
- 貸借カード（所有者用）
- 農用地利用集積計画明細書
- 確認書（土地所有者側）

借受者

- 農用地等の借受希望申込書（公募）
- 農用地等（賃・使用）借申出書
- 貸借カード（借受者用）
- 確認書（借受者側）
- 農業経営の状況等
- 借受者選定理由書
- 農用地利用集積計画明細書
- 貯金口座振替依頼書
- 集積集約がわかる位置図

廃止

廃止

必要に応じ作成

必要に応じ作成

確認書と統合

貸し付け明細書と統合

貸借カードと統合

廃止

廃止

確認書と統合

貸借カードと統合

廃止

廃止

借受け明細書と統合

必要に応じ作成

廃止

法改正後、作成する資料

土地所有者

- 相続人同意書
- 地役権等同意書（権利設定者）
- 農用地利用集積等促進計画書
- 申し出、確認書（貸付者）

借受者

- 申し出、確認書（借受者）
- 農用地利用集積等促進計画書（再掲）
- 貯金口座振替依頼書

電話連絡先、生年月日、賃料振込口座等管理にかかる情報

電話連絡先、生年月日、賃料引落し口座等管理にかかる情報

農地中間管理事業の経過期間における取り扱い

